
民間軍事会社の実態と法的地位

実効性のある規制・監視強化に向けて

小野 圭司

Ono Keishi

はじめに

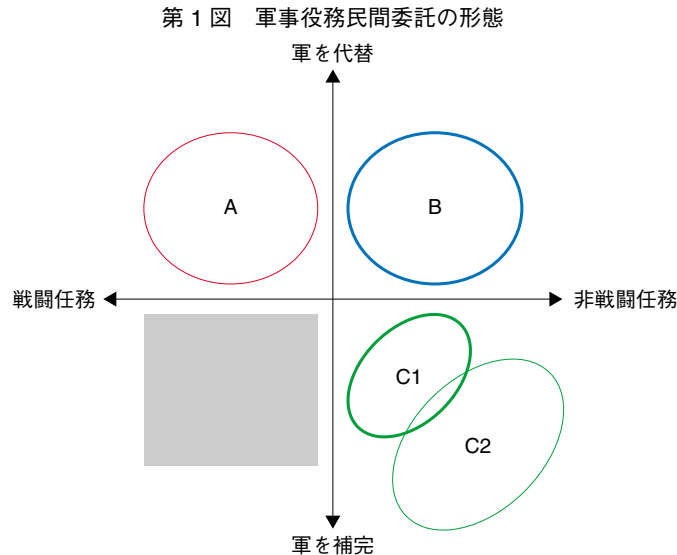
軍事役務の民間委託は古くて新しい問題であり、伝統的に戦闘任務において軍を代替する傭兵と、非戦闘任務で軍を補完する民間業者が存在してきた。そして、これまでのところ前者は禁止、後者については保護という形で法的枠組みが整備されてきた。しかし1990年代に入って民間軍事会社（PMSC: Private Military/Security Company）が軍事役務の委託先として急速に成長してきている。ただしPMSCが請け負っている業務は伝統的な民間委託の範囲を大きく上回っており、非戦闘任務で軍の機能を代替するようにもなっている。むしろPMSC無しでは軍は活動できないほどになっており、そのためにもPMSCの法的権利と義務を明確にする必要に迫られている。

PMSCに対しても従来の法的枠組みを援用できるであろうが、2003年のイラク戦争とその後の安定化作戦や復興開発においてPMSCをめぐる明らかになった問題への対応には、別の手段を構築する必要がある。2008年9月に採択された「モントルー文書」は、その努力の一環である。しかし同文書は政府に宛てた努力目標であるということのほか、依然として種々の課題を抱えている。その有効な解決策として業界自身の手による自主規制・監督強化が考えられ、すでにそれは実行されている。本稿では以上のような関心にに基づき、「モントルー文書」を軸にPMSCをめぐる法的枠組みの課題を明らかにし、その解決策について考察を行なうものである。

1 今日のPMSC——非戦闘任務へ

軍事役務の民間委託を、戦闘任務—非戦闘任務、軍を代替—軍を補完、という座表軸で考えてみよう（第1図を参照）。ここで代替とは民間委託が進むと当該業務を軍が直接実施する量は減少する関係を言い、補完とは軍の規模が大きくなるにつれて民間委託が増加する関係を示す。戦闘任務において軍を補完する形で民間委託を行なうことはありえないので、それ以外の組み合わせにおいて軍事役務の民間委託、PMSCの活用を概観する。

古代から存在する軍事役務の民間委託は戦闘任務において軍を代替する傭兵であり（図中A）、無産労働者が生活の糧を得る一形態として、古代オリエントやギリシア・ローマの時代から傭兵は軍隊の主要な構成要素を形成していた^①。もっとも近代では傭兵は用いられなくなるが、補完関係と非戦闘性が共に強い業務においては民間委託を行なっていた（図中C2）。



例えば旧陸海軍の軍属には普通文官、教官、技術官などのほかに雇員および傭人が含まれ、守衛、看護婦、小使、給仕、馬丁、消防夫などの業務に従事していた⁽²⁾。また装備品の開発製造については軍工廠を有していたほかに、民間工場への発注も行っていた。

1990年代後半に登場し始めたPMSCは、2003年のイラク戦争で産業として急速に拡大した⁽³⁾。この背景には、冷戦終結後先進国の軍備縮小により軍隊勤務経験者が大量に退役することになったこと、テロや内戦・民族紛争などが頻発するようになってきたこと、1980年代に西側先進国で始まった行政の民営化の流れを受け、軍にも民間委託が求められるようになってきたことなどの事情が存在した。デボラ・アヴァント (Deborah D. Avant) によると、PMSCの請け負う業務は軍事顧問・訓練 (Military advice and training)、作戦支援 (Operational support)、兵站・後方支援 (Logistic support)、警備・警護 (Site/personal security)、犯罪予防・情報収集 (Crime prevention/intelligence) の5つに分類される⁽⁴⁾。ここで作戦支援とは後方支援を意味するのではなく、かつてエグゼクティヴ・アウトカムズ (Executive Outcomes) やサンドライン (Sandline) といったPMSCが行っていたように、顧客の依頼に応じて戦闘任務に従事することで顧客を支援することを指す。実際、過去には直接戦闘に参加するPMSCが紛争の帰趨を決したり、反対勢力の武力攻撃により存亡の危機にある政府を救ったりすることもあった。しかし国際世論の非難や1989年に国際連合総会で「傭兵の募集、使用、資金提供および訓練を禁止する条約」が採択されたこともあり、戦闘任務 (作戦支援) を請け負うPMSCは現在ではほとんど存在しない⁽⁵⁾。残りの4分類を図に当てはめると兵站・後方支援と警備・警護は軍を代替する非戦闘任務 (B)、軍事顧問・訓練と犯罪予防・情報収集は軍との補完関係が弱く非戦闘任務色も薄い分野 (C1) となる⁽⁶⁾。

このようにPMSCへの民間委託は、伝統的なものとは分野・性質が異なる。

2 民間業者の法的地位——保護と禁止

軍事に関する国際法は基本的に国家を対象としているため、軍や戦闘員に付随する民間業者の法的な地位は曖昧である⁽⁷⁾。そのようななか、まずは非戦闘任務に関して軍の機能を

補完する民間業者を戦時において保護するところから対策は始まっている。ハーグ陸戦規則第1条では「戦争ノ法規及権利義務ハ、単ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス、左ノ条件ヲ具備スル民兵及義勇兵団ニモ亦之ヲ適用ス」とある。その条件とは、部下の責任を負う指揮官が存在すること、遠方から識別可能な固有の徽章を着用していること、公然と兵器を携帯していること、戦争法規・慣例を遵守していること、の4つであり、同第3条ではこれを満たす者は「交戦当事者ノ兵力ハ、戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得。敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ、二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ有ス」と規定されている。しかしこれは軍・民兵・義勇兵団が戦争法規の権利義務を適用される場合の条件であり、戦闘員に付随する民間業者は対象としていない。この戦闘員に付随する民間業者が対象となるのは、1949年のジュネーヴ第3条約からである。このジュネーヴ第3条約は、第4条で捕虜となる民兵隊や義勇隊の要件として、ハーグ陸戦規則第1条と同じ4項目を挙げている。それに加えて第4条A(4)では捕虜として扱われる権利を有する者として、「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」を挙げている。具体的には「文民たる軍用航空機の乗組員、従軍記者、需品供給者、労務隊員又は軍隊の福利機関の構成員等」で、「随伴する軍隊の許可を受けている場合に限」られている。これは前節の図では、第1、第4象限に相当する。

一方で民間業者の一形態でもある傭兵については、1949年ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第47条1で「傭兵は、戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない」とされている。そして傭兵の要件は、続く第2項で規定されている。要約すると、私的利益を目的に直接戦闘に参加する者であって、同等の軍人よりも高い報酬を受けており、紛争当事国や紛争地域の国民・居住者でない者、そして紛争当事国以外の国から公務として派遣された軍人ではない者、となる⁽⁸⁾。1989年には国連総会で、「傭兵の募集、使用、資金提供および訓練を禁止する条約」が採択され2001年に発効した。この第1章で傭兵とは、以下のように定義されている。現地または国外で、武力紛争において戦闘する目的、政府転覆や憲法秩序を弱体化させる目的、もしくは領土保全を妨害する目的で共同暴力行為に参加する目的で募集された者で、次の条件を満たす者である。つまり個人的な（正規兵の収入を上回る）収入を得る目的で戦闘に参加する意思を有しているが、紛争当事国民でも紛争当事者が支配している地域の住民でなく、紛争当事者の正規軍兵士ではなく、紛争当事者以外の国から正規軍の一員として公務派遣された者でもないこと、である。

それではPMSC職員は、1949年ジュネーヴ第3条約に定められる「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」に相当するのか、それとも1949年ジュネーヴ諸条約第1追加議定書や「傭兵の募集、使用、資金提供および訓練を禁止する条約」に規定される「傭兵」に当たるのかという問題がある。前者であれば敵対勢力に捕らえられた場合に捕虜となる権利を有するが、後者の場合はそれがない。これはPMSCの職員が、どのような業務を受託しているかによる。直接戦闘に参加している場合には「戦闘任務を代替する」傭兵とみなされるであろうが、兵站や補給・整備などの後方支援業務であれば「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」としての扱いを受けるであろう。もっともこのような傭兵の定義が、今日の

実態に即していないという非難もある⁽⁹⁾。このため傭兵とPMSCとの区別が、依然として不明瞭であることは否めない。PMSC職員は制服を着用せず、軍法の適用外でもある。したがって米軍関係者は、PMSCが軍装備の維持管理などの支援業務に携わっている場合でも、PMSCの職員は非合法非戦闘員 (illegal non-combatant) として扱われる危険性を排除できないという危惧を抱いている⁽¹⁰⁾。つまりPMSC職員が敵側に捕らえられた場合、捕虜としての権利を認める必要がないという口実を敵側に与えることになる。一方で戦闘任務をPMSCが請け負わなくなっている現状に鑑みると、PMSCは非戦闘任務に軸足を移し、「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」化してきていると言えよう⁽¹¹⁾。

3 保護から規制・監視強化へ

(1) PMSC規制強化の背景

前節で述べたPMSCの法的地位は、特に2003年のイラク戦争とその後の安定化作戦や復興活動にPMSCが深く関与するようになって、大きく3つの問題が明らかになったと考えられる。まず戦時においてPMSC職員が保護されるべき法的地位については、既存の国際法を適用する形で対応可能であるが、PMSC職員が戦時において果たすべき義務については曖昧なままである。例えばPMSCが契約の存在にもかかわらず、実際の現場では危険性を考慮したうえで契約を破棄した場合には、PMSC職員は軍人でないために軍法会議で処罰することが不可能である。この場合、一般の裁判所で損害賠償請求などを行なうことになる。しかし米国では、契約履行の問題は一般の裁判所で扱うことができるが、軍務遂行については「行政上の問題」であり一般の裁判所で扱うべき問題ではないとする意見がある⁽¹²⁾。

もうひとつは紛争が終了した後、安定化作戦や復興開発の段階でPMSCが活動する場合の法的地位である。この場合は、司法権に関する地位協定などが存在しない限り、原則として活動地域の法が適用されることになる。しかしPMSCが活動している国や地域は法執行機関が事実上存在しないか未成熟な場合が多く、PMSCに対する責任の所在が不明確なまま放置される場合がある。

そして最後に道德上の問題であるが、イラクの紛争後復興の際に問題となったのは、役務の品質に問題のあるPMSCが存在したことと、PMSCが水増し請求を行っていたことである。さらに大手PMSCが、受注した事業を顧客に無断で中小PMSCへ下請け・孫請けに出す例が指摘されているが、これは商道德上問題があると同時に軍事的ハード・ソフトの拡散を助長しかねない。紛争後復興事業においてこのような道德・規律上の問題が生じると、PMSCが援助提供国に対する信用を喪失するのみならず、復興事業そのものが地域住民や援助提供国の納税者の支持を得られなくなる。

このような問題、つまりPMSCの法的地位に関する議論の焦点が、PMSC(職員)の保護から規制・監視強化へと移行したことは、PMSCが軍の非戦闘任務を代替していることから必然的に生じたものであると言えよう。さらに大手PMSCによる市場の寡占化が進んでいる現在、PMSCの適切な規制・監視強化はこの観点からも望ましいと考えられる。イラクの紛争後復興時に乱立気味であったPMSCは、大手による合併や系列化が進んでいる。ロンドン

に拠点を置いていたPMSCのアーマー・グループ (Armor Group) は、2008年5月に大手警備会社であるG4Sに吸収合併された。この結果、職員数は約70倍の60万人、売上高は10倍近い約60億ポンドという巨大企業となった⁽¹³⁾。単純比較では、人員数では自衛隊はもちろん、英国、フランス、ドイツといった先進国の軍隊も大きく上回る規模であり、売上高はスペインやオランダの国防支出に匹敵する額である。特殊部隊経験者を採用する傍ら政府や大手民間企業からの受注実績も積み上げてきているので、専門知識も社内に十分蓄積されていると考えられる⁽¹⁴⁾。PMSCの規模が大きくなり、特に軍事に関連する高度な専門性も身に付けるようになると、政府・軍の優位性が揺らぐことになる。業務請負の価格や条件などの交渉においても、政府や軍であってもPMSCに対して交渉上不利な立場に置かれる可能性は高い⁽¹⁵⁾。非戦闘任務においてもPMSCにより軍の機能が代替されるようになってきた現状に鑑みると、規制や監視強化の動きは当然の結果でもある。

(2) 「モントルー文書」の締結に至るまで

スイス政府と赤十字国際委員会 (ICRC) の主導で、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダなど9カ国政府の専門家と企業側代表者によるPMSCの紛争地域での活動に関する国際会議が、2006年1月にチューリッヒで開催された。これはスイス・イニシアチヴ (Swiss Initiative) と呼ばれ、計4回の会議を経てPMSCの規制に対する指針である「モントルー文書」採択 (2008年9月) へと結実する。この会議の目的は、戦闘状況下におけるPMSCの活動に関して、国際人道法と国際人権法の遵守を促進することにあった。そこではPMSCの「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」化は主な関心事項ではないとされ、いかにPMSCによる国際人道法と国際人権法の遵守を担保するかが議論の中心となった⁽¹⁶⁾。そして政府による規制が、国際人道法と国際人権法の実効性を担保する有効手段として認識された。これは後に締結される「モントルー文書」の根幹を成す考え方となるが、後に述べるように同文書の課題もこの点に発している。

第2回会議は、2006年11月にスイスのモントルーで開催された。以下に述べる点から、「モントルー文書」の骨格は第2回会議でほぼ固まったと言えよう。まず参加国が16カ国となったことであり、中国を除く「モントルー文書」の全採択国がこの時点で会議に参加している。次に第2回会議ではPMSCと政府のかかわりを3つ (契約締結国、活動地域国、拠点所在国) に分類したうえで、政府の義務とPMSCの規制を検討していることである。この3分類は第1回会議でも検討されているが、第2回会議で本格的に取り上げられ、最終的には「モントルー文書」でもこの分類に従って政府とPMSCのかかわりが整理されている。第2回会議の特徴としては、優良PMSCの選別について議論されていることも挙げられる⁽¹⁷⁾。この優良PMSCの選別に関しては、「モントルー文書」にも織り込まれている。

2008年4月に前回と同じモントルーで開催された第3回会議は、「モントルー文書」の起草案に対する意見交換が中心となっている⁽¹⁸⁾。この会議には中国とロシアが初めて参加しており、中国は最終的に「モントルー文書」採択国となったものの、ロシアは同文書の採択には加わらなかった。そして同年9月に開催された第4回会議で、「モントルー文書」は採択された。

(3) 「モントルー文書」の概要と課題

「モントルー文書」は、総論的な第1部と各論的な第2部で構成されている。第1部は契約締結国、活動地域国、拠点所在国のそれぞれの政府が、PMSCとの関係において果たすべき項目を示している。主としてPMSCが国際人道法と国際人権法を遵守するように努力すること、そのための法制度などの環境整備を行なうこと、PMSCが行なったことに関しては損害賠償も含めた補償の義務があること、などが記されている。また契約締結国は、国際人道法によって政府が責任をもって行なうと定められた業務、例えばジュネーブ条約に基づく捕虜収容所や民間人収容施設に対する責任の行使などについては、PMSCに委託しない義務を負っているとされた。また第1部ではPMSC職員の法的な保護にも言及しており、軍に組み込まれるか国家に責任を負う指揮官の指揮下でない限り、PMSC職員は民間人として扱われる。またジュネーブ第3条約第4条A(4)の要件を満たす場合には、PMSC職員は「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」として、国際紛争においては捕虜として扱われる権利を有することも明記している。第2部では、第1部で指摘された義務を実行するために政府が採るべき具体的な行動規範とも言うべき「良い慣行」(Good Practices)が73項目にわたって列挙されている(第1表を参照)。

このように「モントルー文書」は、PMSC職員の戦時における伝統的な法的保護の議論を受け継ぎつつ、PMSCの業務拡大に対応してPMSCによる国際人道法・国際人権法の遵守を担保するための指針を定めたものである。同文書は努力目標として主として政府に宛てられており、大まかに言うと活動地域国や拠点所在国にはPMSCを用いる環境整備の、契約締結国には優良なPMSCを選定する責任があることを示している⁽¹⁹⁾。しかしこのことが、同時に「モントルー文書」の課題ともなっている。確かに第1部ではPMSCに法令遵守の義務があることを述べているが、その具体的な方法は第2部の対象とはなっていない⁽²⁰⁾。

すでに述べたようにPMSCは巨大な多国籍企業となっており、英国外務省も指摘するよう

第1表 「モントルー文書」第2部に示された政府が採るべき「良い慣行」

政府が採るべき「良い慣行」	契約締結国	活動地域国	拠点所在国
委託業務の決定	○	○	○
PMSCの選定と契約の手順	○		
PMSC選定の基準	○		
PMSCと契約する際の条件	○		
軍事業務委託に関する許認可		○	
許認可手順		○	○
許認可付与の基準と条件		○	○
PMSCが業務を請け負う際の規範		○	
許認可制度の確立			○
法令遵守と説明責任の確保(法令整備)	○	○	○

に、拠点所在国の責任と言ってもPMSCの拠点自体が流動的である⁽²¹⁾。1998年に南アフリカでの規制が問題となった際、同国を本拠としていたエグゼクティブ・アウトカムズは、南アフリカ国外に拠点を置く数社に移行した⁽²²⁾。さらに営業活動に便利なワシントンやロンドンに事実上の本拠地を構えながら、節税のためにバハマやケイマン諸島のような租税回避地に登記をしているPMSCもある。また活動地域国にしても、PMSCが活動するような国は国家基盤そのものが脆弱である場合が多く、法制度や法執行機関も機能していない場合が少なくない。むしろ警察などの法執行機関の再建を、PMSCが手掛けている場合がある⁽²³⁾。加えて契約締結国とPMSCの間には、ミクロ経済学で言うところの「情報の非対称性」が生じる可能性が高い⁽²⁴⁾。つまり役務の内容（品質や所用経費）などに関する情報は契約締結国よりもPMSCのほうが豊富に有しているため、契約内容もPMSCに有利なものとなる傾向がある。さらに契約締結国（政府や政府関係機関）は営利を目的としていないが、PMSCは営利企業である。契約締結国が消費者余剰の確保よりは事業の量的拡大に関心を有している限り、PMSCに超過利潤を提供することになる⁽²⁵⁾。このような問題については、「モントルー文書」は回答を用意していない。

4 業界による自主規制の取り組み

PMSCに対する規制の必要性は多くの場合は政府も認識しているが、前節で述べたように情報の非対称性が存在しているなかでは、政府（情報劣位者）によるPMSC（情報優位者）の規制には限界がある⁽²⁶⁾。このためPMSCへの規制を実効性のあるものとするためには、政府による規制とPMSC自身による自主規制を組み合わせることが不可欠となる。英国では2005年に発足したPMSCの業界団体である英国民間安全保障会社協会（BAPSC: British Association of Private Security Companies）が、提供する役務の質の向上と業界の信頼性維持のために、国防省や外務省とも協力して会員PMSCの自主規制に積極的に乗り出している。BAPSCは会員資格の付与そのものに厳格な基準を設けており、加盟企業は24社、そのうちBAPSCが定める手続きをすべて満たした正会員企業は5社にすぎない⁽²⁷⁾。会員資格審査のなかで重視されるのが、自己評価でありその評価項目は経営管理に関するもの（明確な経営戦略、効果的な統率力、継続的な経営努力）、経営資源に関するもの（財務内容、技術水準、人材育成）、利害関係者との関係に関するもの（対顧客・株主への説明責任、対顧客・取引先との関係構築、社会責任の認識）にわたっており、これらはホームページで公開されている。

米国の業界団体である国際平和活動協会（IPOA: International Peace Operations Associations）による取り組みはBAPSCよりも古く、2001年に初めて会員企業が従うべき行動基準（Code of Conduct）を策定した⁽²⁸⁾。そこには正当性確保に関するもの（国際法遵守、透明性・説明責任の確保、合法的な顧客のみとの契約、合法性・道徳性の確保、秘密契約を締結する際の基準）、運用の基本的な考え方に関するもの（顧客との良好な関係構築、国際機関や非政府組織〔NGO〕を含む文民部門との協働、良質な人材の確保）、武器使用に関するもの（交戦規定、武器の管理）が列挙されている。その後10回以上の改訂を経て、現在は2009年2月に策定された第12版が用いられており、そこでは会員企業が遵守すべき国際法規に「モントルー文書」も挙げ

られている。第1版から基本的な考え方に変更はないが、注目に値するのは下請け業者との関係が明記されている点である。ここでは会員企業が受託する業務の複雑化に伴って下請け業者を用いることは欠かせないとの前提に立ち、道徳面でも良質な下請け業者の選定義務を会員企業に負わせている。IPOAの会員企業は60社であり、そのうち2社がBAPSCの会員（正会員）でもある。

このような業界団体による自己規制とは別に、個別の企業側による取り組みも行なわれている。アーマー・グループ（現G4S）は、2002年に施行された英国内での活動に適用される「民間警備事業法（PSIA: The Private Security Industry Act）」を修正する形でPMSC業界に法的規制をかけることを提案した⁽²⁹⁾。ただしそのなかではPMSCに情報開示を求めると同時に、規制や監視の主体もBAPSCのような業界団体ではなく、政府機関が直接行なうべきであることも述べられている。アーマー・グループ自身は2000年に品質管理に関してISO9001（BAPSC会員企業はISO9001を満たすことが求められている）、情報セキュリティ管理についてISO/IEC27000を取得し、自発的に品質の維持管理を行なっていることを表明している⁽³⁰⁾。

5 残された課題——利用者による対応

マックス・ウェーバー（Max Weber）は、社会学的観点から国家を「合法的強制力を独占する構造的支配団体」と定義する⁽³¹⁾。ところが今日では軍の任務も、平和支援活動（Peace Support Operation）や大規模災害時の救援活動に代表される戦争以外の任務（MOOTW: Military Operations Other than War）の比重が高まっている⁽³²⁾。したがって非戦闘任務において軍の機能を代替・補完しているPMSCへの業務委託増加は必然的な結果であり、PMSCなしでは軍の運用そのものが困難になりつつある。この意味でPMSCの台頭により、ウェーバーによる国家の定義は揺らぎ始めた観がある。つまり国家によるPMSCの規制の指針を示した「モントルー文書」は、ウェーバー的な国家観を復活させる試みとみることもできよう。しかし市場原理に立脚するPMSCは、それでもウェーバー的な枠組みに収まらない勢いをみせている。そして現われた解決策がPMSC自身による自主規制であり、これはアダム・スミス（Adam Smith）が自由主義経済の前提として主張した、倫理環境の必要を再認識させる⁽³³⁾。

本稿ではPMSCの法的義務（ウェーバー的課題）を明確にするための手段として、政府や業界による規制・管理強化（スミスの解決策）を論じた。しかしこれは主に供給者側に対するものであり、需要者側に対しては対策が放置されたままである。PMSCに対する規制・管理を確かなものとするためには、利用者による対応も必要となろう。具体的には政府・政府関係機関、国際機関、NGOなどの利用者は、PMSCの規制・監視機関が認定したPMSCとしか契約しない、また利用実績を公開して利用者としての透明性を確保する、といった対応が考えられる。現在では民間企業もPMSCを用いるようになっており、このような利用者側からの規制に対する働きかけの効力を上げるためには、この枠組みに民間企業を組み入れる必要がある⁽³⁴⁾。

(1) 菊池良生『傭兵の二千年史』、講談社現代新書、2002年、14-35ページ。

- (2) 原剛ほか編『日本陸海軍事典』、新人物往来社、1997年、242–243ページ。
- (3) War on Want, *Corporate Mercenaries: The Threat of Private Military and Security Companies*, London: War on Want, 2006, p. 4.
- (4) Deborah D. Avant, *The Market for Force: The Consequences of Privatizing Security*, Cambridge: Cambridge University Press, 2005, pp. 10–15.
- (5) *United Nations Treaty Series (UNTS)*, Vol. 2163, p. 75.
- (6) これらの業務には従来から個人が受託するという形で民間委託されていたものもあるが、PMSCは基本的には企業が事業を請け負う形で契約をしている。
- (7) Avant, *The Market for Force*, p. 230.
- (8) ジュネーヴ諸条約第1追加議定書が締結された1977年には、アフリカ大陸での傭兵根絶を目指した「アフリカにおける傭兵排除のためのアフリカ統一機構条約 (OAU Convention for the Elimination of Mercenaries in Africa)」も締結されている。
- (9) Foreign and Commonwealth Office, *Private Military Companies: Options for Regulation*, London: The Stationery Office, 2002, pp. 6–7.
- (10) Avant, *The Market for Force*, p. 232.
- (11) PMSCと戦時国際法の関係に関する議論については、Christian Schaller, “Private Security and Military Companies under the International Law of Armed Conflict,” Thomas Jäger and Gerhard Kümmel, eds., *Private Military and Security Companies*, Wiesbaden: Vs Verlag für Sozialwissenschaften, 2007, pp. 345–360がまとまっている。
- (12) Jeremy Scahill, *Blackwater: The Rise of the World’s Most Powerful Mercenary Army*, London: Serpent’s Tail, 2007, pp. 251–253.
- (13) G4S ホームページ (<http://www.g4s.com/home.htm>、2009年10月8日アクセス)。
- (14) その他PMSCの吸収合併の事例は、本山美彦『民営化される戦争』、ナカニシヤ出版、2004年、53–54ページを参照。
- (15) この点に関しては、Peter W. Singer, *Corporate Warriors*, Ithaca and London: Cornell University Press, 2003, pp. 187–190も参照。
- (16) “Summary of the Chair, Workshop of Governmental Experts and Industrial Representatives on Private Military/Security Companies, 16–17 January 2006,” p. 1. (<http://www.eda.admin.ch/psc>、2009年10月10日アクセス)。
- (17) “Chair’s Summary, Expert Meeting of Governmental and Other Experts on Private Military and Security Companies, 13–14 November 2006,” p. 2. (<http://www.eda.admin.ch/psc>、2009年10月10日アクセス)。
- (18) “Chair’s Summary, Third Meeting of Governmental and Other Experts on Private Military and Security Companies, 14–16 April 2008,” p. 1. (<http://www.eda.admin.ch/psc>、2009年10月10日アクセス)。
- (19) 主要国政府がすでに採っているPMSCに対する規制の内容については、Sarah Percy, “Regulating the Private Security Industry,” *Adelphi Paper* 384, pp. 25–40を参照。
- (20) もっとも努力目標として行動規範が定められただけにしなければ、スイス・イニシアチヴは合意に至らなかったという意見もある (Nikolas Stürchler, “The Swiss Initiative Comes Alive,” *Journal of International Peace Operations*, Vol. 4, No. 3, November–December 2008, p. 12)。
- (21) Foreign and Commonwealth Office, *Private Military Company*, p. 25.
- (22) Singer, *Corporate Warriors*, p. 75.
- (23) 例えば日本政府はイラクの「ムサンナー県警察訓練プログラム」に対して無償資金協力を行なっているが、実際の訓練の提供はアーマー・グループ (現G4S) が行なっている。外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_1012b.html、2009年1月7日アクセス)、アーマー・グループ・ホームページ (<http://www.armorgroup.com/globalreach/asiapacific/asiacasestudies/japanpolice/>、

- 2009年1月7日アクセス)。
- (24) PMSCに関する情報の非対称性やプリンシパル=エージェント問題に関しては、James Cockayne, “Make or Buy? Principal-Agent Theory and the Regulation of Private Military Companies,” Simon Chesterman and Chia Lehnardt, eds., *From Mercenaries to Market: The Rise and Regulation of Private Military Companies*, Oxford: Oxford University Press, 2007, pp. 196–216 を参照。
- (25) このメカニズムについては、小野圭司「紛争後復興における民間軍事会社の活用——市場の特徴と課題の考察」『防衛研究所紀要』第11巻第3号（2009年3月）、13–21 ページを参照。
- (26) 各国政府のPMSCへの法規制については、Foreign and Commonwealth Office, *Private Military Company*, pp. 39–43 を参照。
- (27) BAPSC ホームページ (http://www.bapsc.org.uk/membership-list_of_members.asp、2009年10月14日アクセス)。
- (28) IPOA の行動基準は、同協会ホームページを参照 (<http://ipoaworld.org/eng/codeofconduct.html>、2009年10月14日アクセス)。
- (29) PSIA は英国外での活動には適用されない。
- (30) アーマー・グループ・ホームページ (<http://www.armorgroup.com/mediacentre/newsarchive/?page=3&id=x12099>、2009年1月7日アクセス)。
- (31) マックス・ウェーバー（石尾芳久訳）『国家社会学』、法律文化社、1960年、第2章。
- (32) MOOTW については、Headquarters, Department of the Army, *FM 100-5 Operations*, Washington, DC: Headquarters, Department of the Army, 1993, Ch. 13 を参照。
- (33) アダム・スミス（米林富男訳）『道徳情操論（下巻）』、未来社、1970年、第4部第1章。
- (34) 民間企業との契約については、Avant, *The Market for Force*, p. 16、Singer, *Corporate Warriors*, pp. 80–82、War on Want, *Corporate Mercenaries*, pp. 5–8、ロルフ・ユッセラー（下村由一訳）『戦争サービス業——民間軍事会社が民主主義を蝕む』、日本経済評論社、2008年、166–180 ページなどを参照。またアーマー・グループのホームページには、日本企業も含めた民間企業へのサービス提供例が紹介されている（アーマー・グループ、<http://www.armorgroup.com/mediacentre/newsarchive/?page=7&id=1335>、2009年1月8日アクセス)。

おの・けいし 防衛省防衛研究所第3研究室長
<http://www.nids.go.jp>
ono-k@nids.go.jp